



個人データ保護議定の概要

1. はじめに
2. 留意点
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2023年6月22日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/news-5095/>)。

1. はじめに

2022年6月24日付【Vietnam Newsletter¹】にて、2022年3月7日にベトナム政府が承認した個人データ保護議定の草案(2021年2月9日に公安省より公表された草案(以下「2021年草案」といいます。))の概要を取り上げました。そして、その後、ベトナム政府は2023年4月17日に個人データ保護に関する議定(Decree No. 13/2023/ND-CP。以下「Decree 13」といいます。)を制定しました。Decree 13は2023年7月1日から施行される(Decree 13第43条第1項)、Decree 13は2021年草案とは相当程度異なっていること等から、本稿において紙面の許す限り、Decree 13の留意点を取り上げます。

¹ <https://www.tkao.com/news/newsletter-2022-7/>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

2. 留意点

(1) 適用範囲

Decree 13 は、①ベトナムの機関、組織、個人、②ベトナムにおける外国の機関、組織、個人、③外国で活動するベトナムの機関、組織、個人、④ベトナムにおける個人データ処理活動に直接的に参加又は関連する外国の機関、組織、個人を適用範囲としており(Decree 13 第 1 条第 2 項)、ベトナムに拠点を有さない外国機関、組織、個人であっても、「ベトナムにおける個人データ処理活動に直接的に参加又は関連する」場合には、④に該当し、Decree 13 の規制が及ぶ可能性のあることには留意が必要と思われれます。

特に、2023 年 6 月 7 日に当局が実施した Decree 13 に関する説明会では、ベトナム国民の個人データの処理に直接的又は間接的に関係する活動を有する企業は Decree 13 の適用範囲に含まれる旨の説明があり、幅広に適用される可能性は否定できないように思われれます。

(2) 個人データ処理の同意取得及び影響評価書類の作成等

個人データ²の処理を実施するには、特段の場合(Decree 13 第 17 条各項)を除き、データ主体³の同意が必要となっています(Decree 13 第 9 条第 2 項、第 11 条第 1 項)。なお、データ主体の同意は所定の形式の下、明確及び具体的に表現される必要があります(Decree 13 第 11 条第 3 項、第 5 項等)。

そして、個人データを処理する者は、個人データ処理開始時点から個人データ処理の影響評価書類を作成及び保存する必要があります(Decree 13 第 24 条第 1 項、第 2 項)、個人データの処理の開始日から 60 日以内に、所定の書類に従った個人データ処理の影響評価書類を、公安省の検査・評価活動に資するために、常に利用可能にし、また、当該書類を当局に送付する必要があります(Decree 13 第 24 条第 2 項、第 4 項等)。

ここで、「個人データの処理」とは、「個人データの収集、記録、分析、確認、保存、変更、開示、結合、アクセス、取得、回収、暗号化、復号化、複製、共有、転送、提供、移転、削除、破棄又は関係するその他行動のような、個人データに影響を及ぼす 1 つ又は複数の行動」と定義されており(Decree 13 第 2 条第 7 号)、文言上、自社従業員の情報を会社運営の為に最低限利用するだけのような場合(例えば、労務管理に使用するために従業員の氏名、住所を保存する場合等)についても「個人データの処理」に該当します。また、このような場合を例外とする旨の規定もありません。そのため、このような場合であっても、上述の同意取得や影響評価書類の作成等が必要となり得ることには留意が必要と思われれます。

(3) 外国へのベトナム国民の個人データの移転

ベトナム国民の個人データは、外国にデータを移転する者が、外国への個人データ移転影響評価書類を作成し、所定の手続きを実施した場合に、外国に移転されるものとされています(Decree 13 第 25 条第 1 項)。そして、所定の手続きには以下のものがあり、例えば、ベトナムにおいて拠点を有しなくても、ベトナム国民の個人データを取扱い、日本への外国に移転している場合には、この規制に留意する必要があると思われれます。

- 外国への個人データ移転影響評価書類を、公安省の検査・評価活動に資するために、常に利用可能にすること(Decree 13 第 25 条第 3 項)
- 外国にデータを移転する者は、個人データ処理の開始日から 60 日以内に、所定の書式に従った書類を当局に送付すること(Decree 13 第 25 条第 3 項)
- データ移転者が、データ移転の成功後、文書で、データ移転及び責任を負う組織、個人

² 個人データとは、具体的ななどある者と結びつけられた又は具体的ななどある者を確定するのに役立つ、記号、文字、数字、画像、音声の形式又は電子環境での相当する形式の情報をいい、基本個人データとセンシティブ個人データを含みます(Decree 13 第 2 条第 1 号)。基本個人データとセンシティブ個人データはそれぞれ Decree 13 第 2 条第 3 号、第 4 号で定義されています。

³ データ主体とは、個人データに反映される個人をいいます(Decree 13 第 2 条第 6 号)。

- の連絡先の詳細に関する情報を当局に通知すること(Decree 13 第 25 条第 4 項)
- 当局が外国にデータを移転する者を評価し、書類が十分でなく、規定どおりでない場合には、当局が当該移転者に対し、外国への個人データ移転影響評価書類を完成するよう要請すること(Decree 13 第 25 条第 5 項)

(4) そのほか

上記のほか、例えば、個人データの処理通知(Decree 13 第 13 条第 1 項)、データ主体からの提供、削除等の要請に対する 72 時間以内の提供、削除等の実施(Decree 13 第 14 条、第 16 条)、個人データの管理措置及び技術的措置の実施並びに個人データ保護に関する社内規程の策定(Decree 13 第 26 条、第 27 条、第 38 条第 1 項、第 39 条第 3 項、第 40 条)等の対応が必要なものもあるため、これらについても留意が必要と思われます。

3. 終わりに

Decree 13 には不合理とも思える内容があり、今後、早期に改正又は下位法規による調整などがされる可能性もあるようには思われます。そのほか、罰則規定の作成等も進められており(最新版の草案では施行日は 2023 年 12 月 1 日(同草案第 52 条第 1 項))、また、公安省の電子情報ポータルや政府の電子情報ポータルの記事⁴によると、個人データ保護法の策定等も進められているとのことです。そのため、皆様がベトナムに進出し事業運営するにあたっては、今後の動向には引き続き注視するのが望ましいと思われまます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁴ <https://xaydungchinh sach.chinhphu.vn/ngghi-dinh-so-13-2023-nd-cp-bao-ve-quyen-du-lieu-ca-nhan-ngan-chan-cac-hanh-vi-xam-pham-du-lieu-ca-nhan-119230513100359528.htm>
<https://bocongan.gov.vn/van-ban/van-ban-moi/xay-dung-ngghi-dinh-bao-ve-du-lieu-ca-nhan-nham-bao-ve-quyen-loi-cua-nguoi-dan-929.html>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。